

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	子ども医療費の助成に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の内容	<p>徳島市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年3月31日条例第12号・平成29年4月1日に「乳幼児等医療費助成に関する条例」より名称変更し、対象年齢を「12歳に達する日以後最初の3月31日の乳幼児等」であったものが、「15歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども」とし施行。)による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をするために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成している。医療費助成に当たっては、住民票関係情報、生活保護等関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は国民健康保険給付関係情報、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報を利用している。</p> <p>特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している</p> <p>(1) 子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第12号)の規定による医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務</p> <p>(2) 子ども医療費の助成に関する条例第4条の子ども医療費の助成の実施に関する事務</p> <p>(3) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年徳島市規則第28号)第4条の子ども医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③対象人数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	子ども医療システム
②システムの機能	<p>受給者管理機能 : 子ども及び親権者の情報を逐次更新する。また、親権者の所得情報、県補助対象者情報、子どもの健康保険の加入状況、受給者証発行状況、助成実施状況を管理する。</p> <p>給付管理機能 : 子どもの助成内容や保険者及び他公費負担者との支給調整を管理する。</p> <p>統計処理機能 : 受給状況等の各種統計データを出力する。</p>
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム)

システム2

①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)
②システムの機能	個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム)

システム3	
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)
②システムの機能	1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。 2. 個人情報更新機能 住民登録外者を含む個人情報の更新を行う。 3. 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (社会保障関係システム)
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
②システムの機能	1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをキーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報一覧を画面表示する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム5	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 ①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 ②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 ③個人番号により同一人を判定し、統合宛名情報を採番し管理する。 ④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 2. 情報照会機能 ①各業務システムが保有する各業務情報を番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 ②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 ③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 3. 情報提供機能 ①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。 4. 符号取得要求機能 ①符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (社会保障関係システム、中間サーバーシステム)

システム6	
①システムの名称	中間サーバシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保有・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(情報連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと番号連携サーバとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び複合処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可用照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から取得し、番号連携サーバに対し配布及び配布管理を行う。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第2項、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、「番号法施行条例」という。)第2条別表第一の1の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号、番号法施行条例第2条別表第一の1の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	対象の子どもの保護者
その必要性	子ども医療費の助成を行う上で、他の実施機関の医療費に関する状況を把握する必要がある。徳島県の補助対象者には所得制限が課せられているため、その状況を把握する上で、保護者の所得情報を確認する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先: 資格管理や受給者証交付に際し、住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有 ・住民基本台帳関係情報: 住民票の確認による死亡・転出・転居などの住民基本台帳情報により、資格の適正化を図るために保有 ・地方税関係情報: 徳島県の補助対象者には所得制限が設けられているため、保護者の所得を把握し、補助金の算定を行うため保有 ・医療保険関係情報: 適正な医療費の助成及び支給調整に必要なため保有 ・児童福祉・子育て関係情報: 県補助対象者は、児童の主たる生計者となっていることから、その者の認定・確認のために保有 ・生活保護・社会福祉情報: 生活保護受給者は本制度の適用除外となっていることから、その者の資格の判定のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	子ども未来部 子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活福祉第一課・第二課、住民課、保険年金課、市民税課、障害福祉課、子ども健康課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	(1) 子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第12号)の規定による医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 (2) 子ども医療費の助成に関する条例第4条の子ども医療費の助成の実施に関する事務 (3) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年徳島市規則第28号)第4条の子ども医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (4) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	
④使用の主体	使用部署	子ども未来部 子育て支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 受給者証発行業務 住民票、所得情報、生活保護情報、国民健康保険情報(加入者のみ)を確認の上、交付する。 2. 受給状況の変更届 住民票、所得情報、生活保護情報、国民健康保険情報(加入者のみ)を確認の上、台帳に記載する。 3. 医療費の助成事務 養育医療情報、自立支援医療情報、生活保護情報、国民健康保険情報を確認の上、助成並びに支給調整を行う。
	情報の突合	1. 地方税情報と突合して、県補助対象者の判定を行う。 2. 住民票情報と突合して、受給者証の交付業務を行う。 3. 生活保護情報と突合して、受給資格の判定を行う。 4. 国民健康保険情報と突合して、受給者証の交付及び医療費の助成及び支給調整を行う。 5. 養育医療情報及び自立支援医療情報と突合し、医療費の支給調整を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1 電子計算システムの維持運用業務		
①委託内容	子ども医療システム	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	テック情報株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2 情報記録物管理業務		
①委託内容	汎用機上のシステム記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社NXワンビシアークイブズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3 番号連携システムの運用支援に関わる業務		
①委託内容	番号連携システムの運用支援業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先1	徳島市障害福祉課
①法令上の根拠	①番号法施行条例第3条第2項 別表3の1の項
②移転先における用途	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 ②重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	助成実施状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子どもであって、関係事務の実施に必要な情報を有する者。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	徳島市子ども健康課
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3項 別表2の12の項
②移転先における用途	被措置未熟児に係る乳幼児等医療費の助成に関する条例第4条の医療費の助成の実施に関する情報
③移転する情報	助成実施状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども及び保護者であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	[徳島市における措置] 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。 [中間サーバー・プラットフォームにおける措置] ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【受給者】

1 受給者番号,2 制度区分,3 住民番号,4 長期療養区分,5 送付先区分,6 配偶者住民番号,7 配偶者続柄,8 扶養義務者住民番号,9 扶養義務者続柄,10 最新等級,11 最新取得事由,12 最新取得年月日,13 最新喪失事由,14 最新喪失年月日

【交付履歴】

15 受給者番号,16 交付区分,17 交付年度,18 有効期間開始日,19 有効期間終了日,20 交付日,21 処理日

【資格履歴】

22 受給者番号,23 等級,24 取得事由,25 取得年月日,26 取得処理年月日,27 喪失事由,28 喪失年月日,29 喪失処理年月日

【送付先】

30 受給者番号,31 設定日,32 設定事由,33 設定漢字,34 郵便番号,35 地区,36 町丁,37 番地,38 枝番地,39 枝枝番地,40 編集コード,41 方書かな,42 方書漢字,43 住所

【保険証】

44 受給者番号,45 保険区分,46 保険種別,47 保険番号,48 一般退職区分,49 退職本人扶養区分,50 保険証記号,51 保険証番号,52 被保険者住民番号,53 被保険者続柄,54 取得年月日,55 保険変更年月日,56 保険変更届出年月日

【変更履歴】

57 受給者番号,58 異動事由,59 変更年月日,60 届出年月日,61 前情報

【住民記録】

62 住民番号,63 住基区分,64 市内・市外区分,65 世帯番号,66 地区,67 町丁,68 番地,69 枝番地,70 枝枝番地,71 方書かな,72 氏名かな,73 生年月日,74 性別,75 続柄,76 住民日,77 異動区分,78 異動事由,79 異動届出日,80 異動日,81 氏名漢字,82 方書漢字,83 住所,84 郵便番号,85 電話番号

【市民税・乳児】

86 市民税年度,87 住民番号,88 入力区分,89 無収入区分,90 総合所得,91 譲渡所得,92 社会保険料控除,93 その他控除,94 控除対象配偶者有無,95 障害者扶養人数,96 特別障害者扶養人数,97 老人扶養人数,98 特定扶養人数,99 その他扶養人数,100 老齢該当区分,101 障害者該当区分,102 特別障害者該当区分,103 寡婦・寡夫該当区分,104 勤労学生該当区分,105 課税区分,106 扶養障害者数,107 特別扶養障害者数,108 扶養数,109 所得額,110 控除額,111 比較所得額,112 所得限度額,113 判定結果

【管掌・法別】

114 管掌・法別コード,115 管掌・法別名

【保険者・公費負担者】

116 保険種別,117 保険者番号,118 管掌・法別区分,119 管掌・法別コード,120 都道府県番号,121 実施機関番号,122 郵便番号,123 住所,124 方書,125 実施機関名(カナ),126 実施機関名,127 実施機関名略称,128 電話番号,129 開始年月日,130 終了年月日

【医療機関】

131 都道府県番号,132 医療機関コード,133 郵便番号,134 住所,135 方書,136 医療機関名(カナ),137 医療機関名,138 医療機関名略称,139 電話番号,140 開始年月日,141 終了年月日,142 旧総合病院フラグ

【医療機関受領委任契約】

143 都道府県番号,144 医療機関コード,145 所属,146 契約者氏名,147 銀行コード,148 支店コード,149 預金種別,150 口座番号,151 口座名義人(カナ),152 口座名義人(漢字),153 契約開始年月日,154 契約終了年月日

【口座振込先】

155 受給者番号,156 銀行コード,157 支店コード,158 預金種別,159 口座番号,160 口座名義人(カナ),161 口座名義人(漢字)

【金融機関支店対照表】

162 金融機関コード,163 支店コード,164 金融機関名(カナ),165 金融機関名(漢字),166 支店名(カナ),167 支店名(漢字),168 支店住所(漢字),169 支店郵便番号,170 支店電話番号

【連絡先】

171 住民番号,172 中業務選択コード,173 表示順位,174 電話番号,175 備考

【メモ記録】

176 個人番号,177 中業務選択コード,178 連番,179 メモ内容

【支払基金 連名簿】

180 履歴フラグ,181 履歴番号,182 制度区分,183 請求年月,184 実施機関法別番号,185 実施機関都道府県番号,186 実施機関実施機関別番号,187 受給者番号,188 個人コード,189 府県コード,190 点数表,191 医療機関番号,192 本家入外区分,193 療養・食事コード,194 診療年月,195 件数,196 診療実日数,197 請求点数,198 決定金額,199 食事回数(日数),200 食事基準額,201 食事決定額,202 自己負担額,203 食事標準負担額,204 性別,205 生年,206 生年月日,207 データ区分,208 シーケンス番号,209 特殊コード,210 特記コード,211 摘要コード,212 高額コード,213 保険者番号_管掌番号,214 保険者番号_都道府県番号,215 保険者番号_保険者別番号,216 給付割合,217 他公費実施機関番号_法別番号,218 他公費実施機関番号_都道府県番号,219 他公費実施機関番号_公費実施機関別番号,220 他公費受給者番号,221 他公費決定点数,222 他公費患者負担額,223 他公費決定金額,224 氏名,225 被保険者証の記号,226 被保険者証の番号,227 医保決定点数,228 エラーコード,229 過誤区分,230 請求理由,231 診療項目,232 審査結果,233 返戻元,234 レセプト管理番号

【支払基金 連名簿 過誤】

235 履歴フラグ,236 履歴番号,237 制度区分,238 請求年月,239 実施機関法別番号,240 実施機関都道府県番号,241 実施機関実施機関別番号,242 受給者番号,243 個人コード,244 府県コード,245 点数表,246 医療機関番号,247 本家入外区分,248 診療年月,249 氏名かな,250 生年,251 生年月日,252 シーケンス番号,253 保険者番号_管掌番号,254 保険者番号_都道府県番号,255 保険者番号_保険者別番号,256 再審査区分,257 日数,258 点数,259 一部負担金,260 決定金額,261 食事療養決定金額,262 過誤返戻入力日,263 請求区分,264 請求理由,265 診療項目,266 医療機関取下日,267 医療機関取下整理番号,268 連名簿取下理由,269 請求処理日,270 連絡事項

【支払基金 連名簿 内訳表】

271 実施機関法別番号,272 実施機関都道府県番号,273 実施機関実施機関別番号,274 請求年月,275 列,276 大分類,277 中分類,278 小分類,279 件数,280 日数,281 点数,282 一部負担金,283 金額

【連合会 請求実績】

284 履歴フラグ,285 履歴番号,286 制度区分,287 請求年月,288 実施機関法別番号,289 実施機関都道府県番号,290 実施機関実施機関別番号,291 受給者番号,292 個人コード,293 都道府県コード,294 点数表,295 医療機関コード,296 旧総合病院診療科,297 本人家族入外,298 診療年月,299 給付割合,300 事業区分,301 処理区分,302 電算管理番号,303 電算管理番号_枝番,304 請求番号(バッチ番号),305 明細番号(繰り順),306 診療開始日,307 入院年月日,308 特記事項1,309 特記事項2,310 低所得Ⅰ,311 低所得Ⅱ,312 三月超,313 老人保健公費5割,314 原爆区分,315 生年月日,316 性別,317 保険制度(保険種別①),318 保険種別(保険種別②),319 保険者番号_管掌番号,320 保険者番号_都道府県番号,321 保険者番号_保険者別番号,322 被保険者_記号,323 被保険者_番号,324 保険_診療実

日数,325 保険_決定点数,326 保険_請求一部負担金,327 保険_一部負担金,328 保険_食事日数,329 保険_食事決定基準額,330 保険_食事標準負担額,331 公1_診療実日数,332 公1_決定点数,333 公1_一部負担金,334 公1_食事日数,335 公1_食事決定基準額,336 公1_食事標準負担額,337 公2_実施機関番号_法別番号,338 公2_実施機関番号_都道府県番号,339 公2_実施機関番号_公費実施機関別番号,340 公2_受給者番号,341 公2_診療実日数,342 公2_決定点数,343 公2_一部負担金,344 公2_食事日数,345 公2_食事決定基準額,346 公2_食事標準負担額,347 連名簿_公費対象点数,348 連名簿_公費負担点数,349 連合会計算処理結果_件数,350 連合会計算処理結果_日数,351 連合会計算処理結果_決定点数,352 連合会計算処理結果_他法負担点数,353 連合会計算処理結果_保険者負担額,354 連合会計算処理結果_公費負担額,355 連合会計算処理結果_他法負担額,356 連合会計算処理結果_高額療養費,357 連合会計算処理結果_公費分患者負担額,358 連合会計算処理結果_その他患者負担額,359 連合会計算処理結果_食事回数,360 連合会計算処理結果_食事基準額,361 連合会計算処理結果_食事・生活標準負担額,362 連合会計算処理結果_保険点数,363 連合会計算処理結果_高額療養費(再掲),364 連合会計算処理結果_高額区分

365 連合会計算処理結果_多数該当区分,366 連合会計算処理結果_帳票区分,367 エラーコード

【連合会_請求実績_過誤】

368 履歴フラグ,369 履歴番号,370 制度区分,371 請求年月,372 実施機関_法別番号,373 実施機関_都道府県番号,374 実施機関_実施機関別番号,375 受給者番号,376 個人コード,377 府県コード,378 点数表,379 医療機関番号,380 本家入外区分,381 診療年月,382 電算管理番号,383 電算管理番号_枝番,384 保険制度(保険種別①),385 保険者番号_管掌番号,386 保険者番号_都道府県番号,387 保険者番号_保険者別番号,388 被保険者_記号,389 被保険者_番号,390 点数,391 過誤返戻入力日,392 請求理由,393 処理方法,394 医療機関取次日,395 請求処理日,396 連絡事項

【連合会_過誤調整連絡票】

397 履歴フラグ,398 履歴番号,399 制度区分,400 請求年月,401 実施機関_法別番号,402 実施機関_都道府県番号,403 実施機関_実施機関別番号,404 受給者番号,405 個人コード,406 都道府県コード,407 点数表,408 医療機関コード,409 旧総合病院診療科,410 本家入外区分,411 診療年月,412 電算管理番号,413 電算管理番号_枝番,414 請求番号(バッチ番号),415 明細番号(綴り順),416 保険制度,417 保険者番号_管掌番号,418 保険者番号_都道府県番号,419 保険者番号_保険者別番号,420 被保険者_記号,421 被保険者_番号,422 受給者氏名,423 性別,424 生年月日,425 過誤区分,426 過誤コード,427 過誤事由コード,428 重後過誤理由,429 重後再審査結果,430 給付割合,431 適用区分,432 高額,433 件数,434 医療_日数,435 医療_点数,436 医療_費用額(基準額),437 医療_公費負担分,438 医療_高額療養費,439 医療_受給者負担分,440 医療_国保優先,441 食事_日数,442 食事_点数,443 食事_費用額(基準額),444 食事_公費負担分,445 食事_高額療養費,446 食事_受給者負担分,447 食事_国保優先,448 公費法制,449 薬局_都道府県コード,450 薬局コード

【連合会_診療報酬内訳表】

451 実施機関_法別番号,452 実施機関_都道府県番号,453 実施機関_実施機関別番号,454 保険制度,455 請求年月,456 大分類,457 中分類,458 小分類,459 件数,460 日数,461 点数,462 費用額(基準額),463 公費負担分,464 高額療養費,465 高額療養費_長期高額,466 高額療養費_多数該当,467 一部負担金_受給者負担分,468 他公費負担分_負担点数,469 他公費負担分_一部負担金

【連合会_診療報酬計算表】

470 実施機関_法別番号,471 実施機関_都道府県番号,472 実施機関_実施機関別番号,473 請求年月,474 連合会計算処理結果_帳票区分,475 処理区分,476 事業区分,477 保険制度,478 都道府県コード,479 点数表,480 医療機関コード,481 割合,482 本家入外,483 高額区分,484 件数,485 日数,486 点数(金額),487 他法負担点数_結・精,488 他法負担点数_その他,489 公費負担金額,490 一部負担金,491 高額該当分

【申請依頼】

492 履歴フラグ,493 履歴番号,494 制度区分,495 請求年月,496 実施機関_法別番号,497 実施機関_都道府県番号,498 実施機関_実施機関別番号,499 保険制度,500 受給者番号,501 個人コード,502 電算管理番号,503 電算管理番号_枝番,504 シーケンス番号,505 申請依頼理由,506 申請依頼日,507 送付日

【連合会_請求実績_処方箋医療機関】

508 履歴フラグ,509 履歴番号,510 制度区分,511 実施機関_法別番号,512 実施機関_都道府県番号,513 実施機関_実施機関別番号,514 受給者番号,515 個人コード,516 診療年月,517 薬局_請求年月,518 薬局_都道府県コード,519 薬局_点数表,520 薬局_医療機関コード,521 薬局_本人家族入外,522 薬局_電算管理番号,523 薬局_電算管理番号_枝番,524 薬局_請求番号(バッチ番号),525 薬局_明細番号(綴り順),526 処方箋_請求年月,527 処方箋_都道府県コード,528 処方箋_点数表,529 処方箋_医療機関コード,530 処方箋_旧総合病院診療科,531 処方箋_本人家族入外,532 処方箋_電算管理番号,533 処方箋_電算管理番号_枝番,534 処方箋_請求番号(バッチ番号),535 処方箋_明細番号(綴り順)

【償還払い実績】

536 履歴フラグ,537 履歴番号,538 制度区分,539 実施機関_法別番号,540 実施機関_都道府県番号,541 実施機関_実施機関別番号,542 受給者番号,543 個人コード,544 都道府県コード,545 点数表,546 医療機関コード,547 旧総合病院診療科,548 割合,549 本家入外,550 診療年月,551 診療開始日,552 診療終了日,553 診療区分,554 入院区分,555 長期区分,556 課税・非課税区分,557 日数・回数,558 食事代単価,559 食事負担額,560 点数,561 医療費負担額,562 高額・附加給付額,563 療養費支給額,564 自己負担額,565 支給決定額,566 支給方法,567 支給予定日,568 支給済日,569 銀行コード,570 支店コード,571 預金種別,572 口座番号,573 口座名義人(カナ),574 口座名義人(漢字),575 現金_金券発行年度,576 現金_金券番号,577 保険制度,578 保険者番号_管掌番号,579 保険者番号_都道府県番号,580 保険者番号_保険者別番号,581 被保険者_記号,582 被保険者_番号,583 保険者決定日,584 高額処理日

【高額算定世帯】

585 履歴フラグ,586 高額_履歴番号,587 バッチ処理年月,588 高額計算区分,589 制度区分,590 保険制度,591 保険者管掌番号,592 保険者都道府県,593 保険者番号,594 被保険者住民番号,595 国保・後期高齢世帯番号,596 外来個人高額受給者番号,597 診療年月,598 所得区分,599 高齢者所得区分,600 多数該当区分,601 特例区分,602 世帯合算件数,603 公費負担額合計,604 高額限度額,605 経過措置文比べ,606 計算請求額計(今回請求額),607 保留理由,608 保留年月日,609 保留解除年月日,610 計算処理日,611 請求処理日

【高額算定明細】

612 履歴フラグ,613 高額_履歴番号,614 バッチ処理年月,615 高額計算区分,616 制度区分,617 受給者番号,618 個人コード,619 保険制度,620 保険者管掌番号,621 保険者都道府県,622 保険者番号,623 被保険者住民番号,624 国保・後期高齢世帯番号,625 保険証記号,626 保険証番号,627 一般・退職区分,628 本人・扶養区分,629 実績区分,630 実績_履歴番号,631 医療機関府県,632 点数表,633 医療機関コード,634 旧総合病院診療科,635 本家入外区分,636 診療年月,637 長期区分,638 適用区分,639 世帯合算区分,640 判定年齢,641 経過措置区分,642 給付割合,643 診療日数,644 点数,645 他法点数,646 総医療費(費用額),647 公費負担額,648 他法負担額,649 窓口負担額,650 給付割合負担額(自己負担相当額),651 現物給付額高額の,652 自己負担額,653 按分後_高額限度額,654 按分後_計算請求額,655 計算処理日,656 請求処理日,657 請求確定額,658 入金済額,659 最新入金消込日,660 返納処理日,661 返納確定額,662 返納額済額,663 最新返納消込日

【高額所得情報】

664 履歴フラグ,665 履歴番号,666 バッチ処理日,667 保険者番号_管掌番号,668 保険者番号_都道府県番号,669 保険者番号_保険者別

番号,670 被保険者住民番号,671 被保険者_記号,672 被保険者_番号,673 年度,674 所得区分テーブル,675 高齢者所得区分テーブル,676 経過措置区分テーブル,677 適用開始年月,678 適用終了年月

【高額保険証情報】

679 受給者番号

,680 個人コード,681 制度区分,682 保険区分,683 保険種別,684 保険番号,685 保険者番号_管掌番号,686 保険者番号_都道府県番号,687 保険者番号_保険者別番号,688 一般退職区分,689 退職本人扶養区分,690 保険証記号,691 保険証番号,692 被保険者住民番号,693 被保険者続柄,694被保険者生年月日,695 取得番号,696 取得年月日,697 保険変更年月日,698 保険変更届出年月日,699 特例到達診療年月

【医療扶助費】

700 履歴フラグ,701 履歴番号,702 事業コード,703 医療扶助費区分,704 高額計算区分,705 制度区分,706 受給者番号,707 個人コード,708 保険制度,709 保険者管掌番号,710 保険者都道府県,711 保険者番号,712 被保険者住民番号,713 国保・後期高齢世帯番号,714 保険証記号,715 保険証番号,716 一般・退職区分,717 本人・扶養区分,718 実績区分,719 医療機関府県,720 点数表,721 医療機関コード,722 旧総合病院診療科,723 本家入外区分,724 診療年月,725 計算処理日,726 入金額,727 入金日

【情報提供異動】

728 個人DB区分,729 個人番号,730 特定個人情報区分,731 異動日,732 部コード,733 所・局コード,734 課コード,735 課細分コード,736 利用者区分,737 利用者番号,738 処理予定日,739 仮作成区分,740 仮作成日,741 提供停止フラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費の助成に関する事務	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	[申請時における申請者からの入手] 個人番号の記載欄がある申請書の記入の際には、対象者の必要事項のみ記入を依頼し、必ず身元確認（免許証等）及び代理権の確認を行なっている。 届出及び申請内容を複数人で審査・確認し、対象者以外の情報及び不必要な情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	評価対象システムからは子ども医療関係情報ファイルのみアクセスでき、子ども医療関連業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	子ども医療システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記憶し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の照会・更新従業者の制限。 ・特定個人情報提供の禁止 ・情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う。 ・情報が不要になったとき、又は要請があったときは情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を実施することができる。 ・再委託の原則禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回以上実施し、書面にて本市に報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>[番号連携システムにおける措置]</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>[中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受療を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>[中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと各団体に潰えは、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を担保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを低下させる。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

<p>その他の措置の内容</p>	<p>[徳島市における措置]</p> <p>①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。</p> <p>②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。</p> <p>③監視設備として監視カメラを設置している。</p> <p>④不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 また、ウイルスメール／スパムメール対策のシステムを導入している。</p> <p>⑤不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、多テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を実施する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>[徳島市における措置(特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が経過しているものについては、職員が責任を持って裁断し、個人情報が読み取れない状態で処分業者に引き渡す。 ・データ及び紙媒体どちらの処理においても、廃棄時には廃棄履歴簿を作成し保存する。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>[徳島市における教育・啓発]</p> <p>①関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。</p> <p>②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p> <p>③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒処分や刑罰の対象となりうる。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> <p>[標準システムに関する教育・啓発]</p> <p>職員及び会計年度任用職員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境における高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5564
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5564
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月13日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	(1) 子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第12号)の規定による医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 (2) 子ども医療費の助成に関する条例第4条の乳幼児等医療費の助成の実施に関する事務 (3) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年徳島市規則第28号)第4条の乳幼児等医療費受給者証の交付の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (4) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項の届出の受理, その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	(1) 子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第12号)の規定による医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 (2) 子ども医療費の助成に関する条例第4条の子ども医療費の助成の実施に関する事務 (3) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年徳島市規則第28号)第4条の子ども医療費受給者証の交付の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (4) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項の届出の受理, その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	平成29年4月1日の条例及び規則改正に伴う名称変更
平成29年6月13日	II-4 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 2件	委託する 3件	事後	番号連携システムの本格稼働に伴う運営支援業務委託の追加
平成29年6月13日	II-4 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託事項3		番号連携システムの運用支援に関わる業務 ①委託内容 番号連携システムの運用支援業務 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 富士通株式会社 徳島支店 ④再委託の有無 再委託しない	事後	番号連携システムの本格稼働に伴う運営支援業務委託の追加
平成29年6月13日	III-3 特定個人情報の使用	子ども医療システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てると共にIDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。	子ども医療システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。	事後	情報連携の本格稼働に向けた端末仕様の変更

平成30年4月1日	I-(6)-② 所属長	子育て支援課長 青木 英樹	子育て支援課長 宮本 和幸	事後	人事異動による修正
平成30年7月11日	I-(6)-② 所属長	子育て支援課長 宮本 和幸	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和3年10月15日	I-1 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和3年10月15日	I-5 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	デジタル社会の形成を図るた めの関係法律の整備に関する 法律の公布に伴う行政手続に おける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する 法律の改正による変更
令和3年10月15日	I-5 評価実施機関における担当部 署 ①部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	II-2 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和3年10月15日	II-2 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託 委託事項3 ③委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	委託先の社名変更

令和3年10月15日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	事後	未記載であったため
令和3年10月15日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2	徳島市保健センター	徳島市子ども健康課	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	事後	未記載であったため
令和3年10月15日	Ⅲ-9 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>[徳島市における教育・啓発]</p> <p>①関係機関(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。</p> <p>②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p> <p>③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒処分や刑罰の対象となりうる。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> <p>[標準システムに関する教育・啓発]</p> <p>職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。</p>	<p>[徳島市における教育・啓発]</p> <p>①関係機関(任用された派遣要員、会計年度任用職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。</p> <p>②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p> <p>③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒処分や刑罰の対象となりうる。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> <p>[標準システムに関する教育・啓発]</p> <p>職員及び会計年度任用職員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。</p>	事後	地方公務員法改正による変更

令和3年10月15日	IV-1 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ①請求先	徳島市 保健福祉部 子育て支援課 手当医療 係	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医 療係	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	IV-2 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ ①連絡先	徳島市 保健福祉部 子育て支援課 手当医療 係	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医 療係	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	V-1 基礎項目評価 ①実施日	平成28年10月7日	令和3年10月1日	事後	再評価による
令和6年9月16日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託 委託事項2③委託先名	株式会社ワンビジャーカイクス	株式会社NXワンビジャーカイクス	事後	委託先の社名変更
令和6年9月16日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託 委託事項3③委託先名	富士通Japan株式会社 徳島支社	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	事後	委託先の支社名変更
令和6年9月16日	II-5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	①番号法施行条例第2条第3項 別表3の1の 項	①番号法施行条例第3条第2項 別表3の1の 項	事後	根拠条例の条項の修正
令和6年9月16日	III-6 情報提供ネットワークシステム との接続 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	(略) (※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基 づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し たもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職 員に付与された権限に基づいた各種機能や特 定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	(略) (※2) 番号法第19条第8号及び第19条第8号 に基づく主務省令第2条に基づき、事務手続き ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可 能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職 員に付与された権限に基づいた各種機能や特 定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律の改正による 変更